

# 7. 障がいのある人のために

すべての人は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。これが障がい者施策の基本的理念です。

大阪市では、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して住み続けられる市民参加の共生社会の実現をめざして、障がい者施策の推進を図っています。

## 7.1 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付

「身体障がい者手帳」は身体障がいのある人の申請に基づき、障がいの種類（視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語、そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい）と程度（1～6級）を認定し、明記のうえ交付されます。

「療育手帳」は知的障がいのある人の申請に基づいて、障がいの程度（重度はA、中度はB1、軽度はB2と表示）を認定し、明記のうえ交付されます。

「精神障がい者保健福祉手帳」は精神障がいのある人の申請に基づき、障がいの程度（1～3級）を認定し、明記のうえ交付されます。（担当：健康局）

これらは、障がい者（児）が各種の福祉サービスを受ける場合に必要です。

## 7.2 障がい者（児）支援施策

障がいの種別・程度・年齢などによる個々の障がい者の多様な生活実態、ニーズに対応できるようにさまざまな事業や助成を行っています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）においては、障がいの種別を問わず、福祉サービスや公費負担医療を受給することができ、利用者負担については、みんなであう制度となっています。

### 大阪市障がい者支援計画

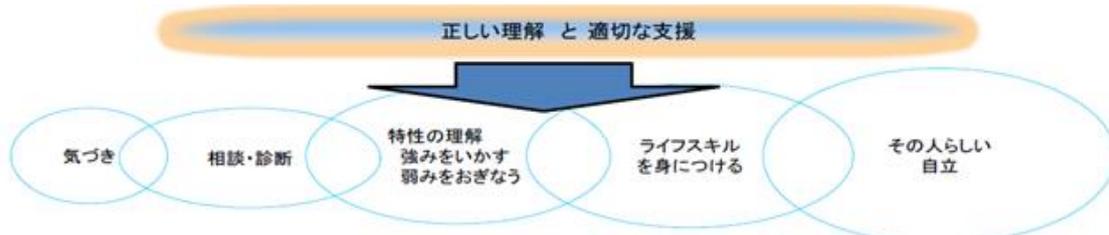
この計画は、障害者基本法の規定に基づいて策定する市町村障がい者計画であり、大阪市における障がいのある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画です。

大阪市では、「個人としての尊重」、「社会参加の機会の確保」、「地域での自立生活の推進」の3点を基本方針として、「大阪市障がい者支援計画」を策定しています。

現在は、令和6年3月に策定した「大阪市障がい者支援計画」に基づいて施策を推進しています。

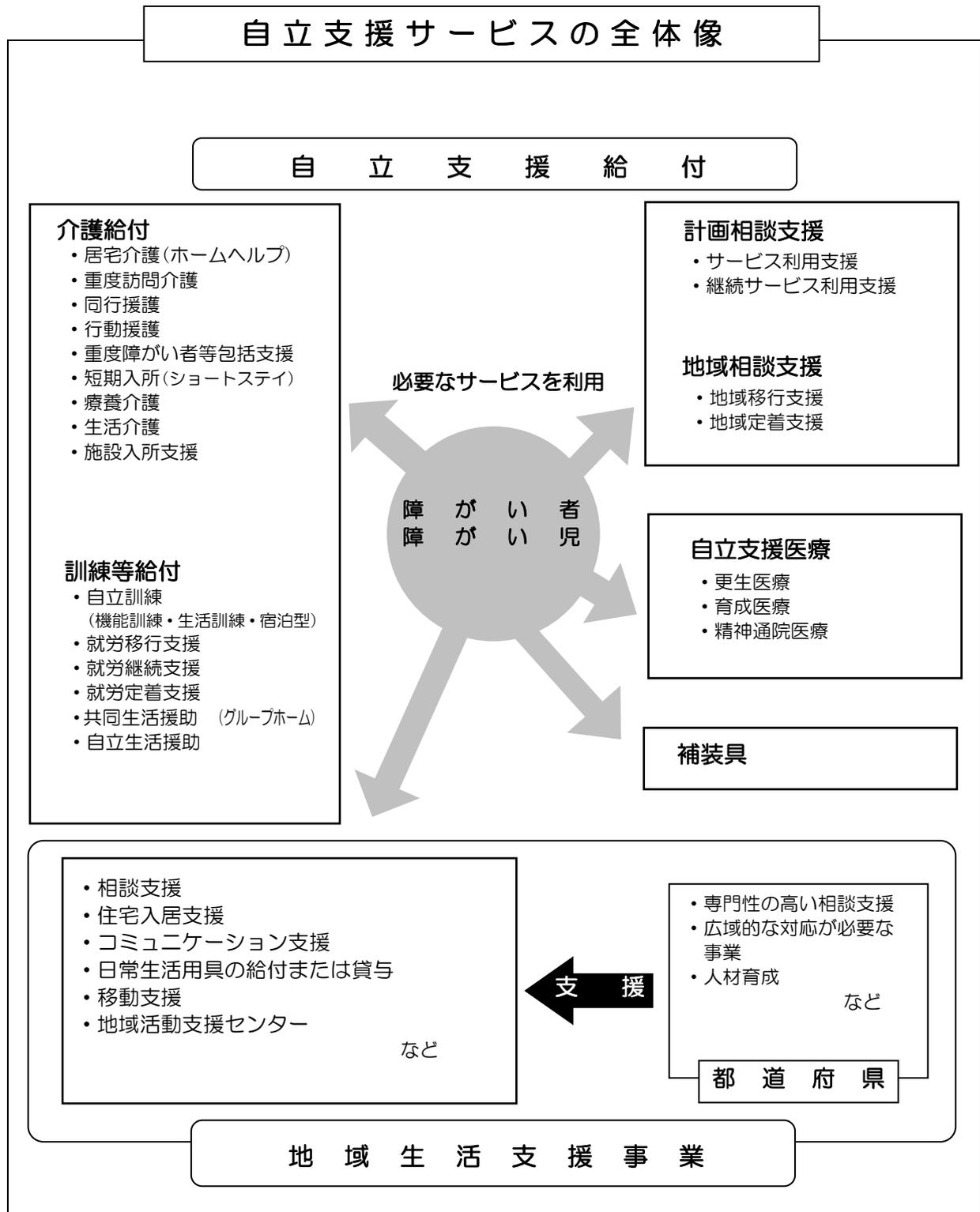
### 発達障がい者支援指針

発達障がいのある方が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及を図るとともに、保健・医療・福祉、教育・保育、労働などの各分野が連携し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指しています。



## 7.2.1 障害者総合支援法による給付の全体像

障害者総合支援法によるサービス・給付（自立支援サービス）は目的や役割に応じて、下記のグループに分類されます。



## 7.2.2 サービス内容

		サービスの種類	サービスの概要
介 護 給 付	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排泄、食事の介護等を行う。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護の必要な方に対して、居宅等における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある方に対して、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供を行うとともに、移動の援護・援助を行う。
		行動援護	知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するための介護や外出時の介護などを行う。
		重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供する。
	日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	在宅の生活をされている方に対して、必要に応じて短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の便宜を提供する。
		生活介護	常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。
	施設系	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	訓 練 等 給 付	居住支援系	共同生活援助 (グループホーム)
自立生活援助			障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所し、一人暮らしを始めた方等に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行う。
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるように、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練等を行う。
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が営めるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
		宿泊型自立訓練	居宅等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行う。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な方に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方に対して、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を行う。		

地域相談支援

地域移行支援	施設に入所又は精神科病院に入院している方に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜の供与を行う。
地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等において相談その他の便宜の供与を行う。

計画相談支援

サービス利用支援	心身の状況、環境等を勘案し、利用サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成等を行う。
継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行う。

※介護給付等の利用を希望される場合には、障がい支援区分認定を受ける必要があります。(18歳未満の児童を除く。)

※居宅介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所については、障がい児(18歳未満の障がいのある児童)も利用できます。

### 7.2.3 障がい福祉サービスを利用するための手続

『介護給付』や『訓練等給付』、『地域相談支援給付』のサービスを利用するには、事前に聴き取りによる調査が必要となります。

この調査は大阪市から委託を受けた事業者が、障がいのある方の自宅等を訪問して行っています。調査では、本人の心身の状況に関する項目（80項目）と地域生活・就労・日中活動・介護者・居住の状況等の確認をあわせて行います。

#### ・ 障がい福祉サービスの利用手続き（基本的なサービス利用までの流れ）

##### ①申請・相談

支給申請・サービス利用意向聴取（区役所に申請）

主治医を確認

##### ②聴き取り調査と主治医意見書

医師意見書作成

認定調査  
(地域生活・就労・日中活動・介護者・居住の状況等の確認を含む)

介護給付(共同生活援助を含む)を希望する場合

訓練等給付(共同生活援助を除く)・地域相談支援を希望する場合

一次判定

##### ③認定審査

二次判定(審査会)

障がい支援区分の認定

訓練等給付スコアの算出

##### ④サービス計画の作成

サービス等利用計画案の提出依頼・提出

非常定型の支給決定案の場合  
審査会の意見聴取

通常の場合  
通常の場合

自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型

支給決定

暫定支給決定※

サービス等利用計画の提出依頼・提出

サービス利用

※自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型については、暫定支給決定期間（最長2ヶ月）における評価結果により、支給決定の継続を判断することとなります。

## ・ 利用者負担

障害者総合支援法における利用者負担は、所得等に配慮した負担となるよう、負担上限月額の設定などの軽減策を図っています。ただし、負担上限月額に至るまではサービス利用に応じて、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担）が必要となります。

### 【負担上限月額】

	福祉部分	医療部分
生活保護世帯等の場合	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	(年間収入が80万円以下) 15,000円 (年間収入が80万円以上) 24,600円
市町村民税課税世帯の場合	(障がい児の保護者の属する世帯の市町村民税所得割額の合計が28万円未満) 4,600円	40,200円
	(居宅で生活する障がい者)世帯の市町村民税所得割額の合計が16万円未満 9,300円	
	(上記以外) 37,200円	

※負担上限月額の設定以外にもさまざまな負担軽減措置があります。

※なお、医療部分は、療養介護を利用する場合に限ります。

## 7.2.4 障がい児のために

### ① 障がい児（通所・入所）支援

障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児の保護者等に対し、障がい児通所支援に係る給付を行っています。障がい児通所支援の利用に関しては、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができるよう、障がい児の心身の状況や置かれている環境などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画（障がい児支援利用計画等）を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図っています。

また、障がいの重複化等を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう、障がい児入所支援に係る給付を行っています。

支援の種類	支援の概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行い、またはこれに併せて治療を行う。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための必要な支援、社会との交流促進などの支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

福祉型障がい児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。
医療型障がい児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の付与並びに治療を行う。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成及び給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成する。

## ② 利用者負担

障害者総合支援法同様、児童福祉法における利用者負担についても所得等に配慮した負担となるよう、負担上限月額の設定などの軽減策を図っています。ただし、負担上限月額に至るまではサービス利用に応じて、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱水費等の実費負担）が必要となります。

また、「3歳から5歳までの発達支援の無償化」や「多子軽減措置」、「第2子軽減制度」などの負担軽減措置もあります。

### 【負担上限月額】

		福祉部分		医療部分
		通所	入所	
生活保護世帯等の場合		0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯		0円	0円	(年間収入が80万円以下) 15,000円 (年間収入が80万円以上) 24,600円
市町村 民税課 税世帯 の場合	所得割額28万円未満	4,600円	9,300円	40,200円
	所得割額28万円以上	37,200円	37,200円	

※負担上限月額の設定以外にもさまざまな負担軽減措置があります。

※なお、医療部分は、児童発達支援において治療を受ける場合及び医療型障がい児入所支援を利用する場合に限ります。

## ③ 児童発達支援等利用者負担給付金（令和6年9月から）

0～2歳児の児童発達支援等の利用者負担額の多子軽減にかかる所得制限を撤廃するとともに、第2子の利用者負担額を無償化し、0～2歳児のうち第2子以降の障がい児にかかる児童発達支援等の利用者負担相当額の給付金を支給します。

## ④ 在宅指導

在宅の重症心身障がい児や重度障がい児に対して、家庭での療育のための相談、助言、指導を行う「重症心身障がい児訪問指導事業」、「障がい児等療育支援事業」を実施しています。

このほか、補装具費の支給や、日常生活用具の給付なども行っています。

### 7.2.5 自立支援医療（更生医療）、補装具

身体障がい者（児）がその障がいを軽減するために手術等の医療が必要な場合は、指定の医療機関で医療を受けることができます。また、必要に応じて、視覚障がい者安全つえ・補聴器・義肢装具・車椅子などの補装具費を支給しています。

## 7.2.6 地域生活支援事業

障がい者（児）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に提供される地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業には移動支援、地域活動支援センター、相談支援、日中一時支援、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付などの事業があります。

### ① 移動支援事業

知的障がいや精神障がい、重度の盲ろう者及び全身性障がいにより、外出が困難な障がい者及び障がい児の方に対して、外出の際の移動支援を行っています。

### ② 地域活動支援センター

（生活支援型）

在宅の障がい者に対し、専門相談員、指導員等による福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング等の相談支援事業を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援しています。また、通所により、創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進等の支援を行っています。

（活動支援型）

在宅の障がい者に対し、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練および入浴等のサービスを実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活の支援を行っています。

### ③ 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

### ④ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある障がい者の方々に、手話通訳者等を派遣すること等により、意思疎通の円滑化を図ります。

### ⑤ 日常生活用具の給付

在宅の障がい者に特殊寝台などの日常生活用具を給付しています。

### ⑥ 住宅改修費給付

家庭内における日常生活の利便をはかり、介護者の負担を軽減するため、浴室や便所などの改修に必要な費用の一部の助成を行っています。

### ⑦ 緊急通報システムの設置

外出困難な在宅の重度障がい者に、緊急連絡等の手段を確保するため、緊急通報システムを設置しています。

## 7.2.7 安心して生活するために

### ① 重度障がい者医療費助成

次の要件に該当する方に対して、「保険診療にかかる医療費の自己負担」、「訪問看護利用料」の一部を助成しています。(本人所得について一定の所得制限あり)

- ・身体障がい者手帳をお持ちの障がい程度1・2級の方
- ・療育手帳をお持ちの障がい程度A(重度)の知的障がい者(児)の方
- ・身体障がい者手帳をお持ちの方で、療育手帳の障がい程度がB1(中度)の知的障がい者(児)の方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの障がい程度1級の方
- ・難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金1級9号相当の方または特別児童扶養手当1級9号相当の児童

また、重度の身体障がい者及び知的障がい者で、公的医療保険において市民税非課税世帯を対象とした自己負担(標準負担額)の減額認定が適用される方に対し、入院時食事代の助成を行っています。

### ② 特別障がい者手当等

20歳以上で常に特別の介護を必要とする在宅の重度の障がい者には、特別障がい者手当として月額28,840円を、20歳未満で常時介護を要する在宅の重度の障がい児には障がい児福祉手当として月額15,690円を、それぞれ支給しています。(ただし、所得制限があります。)

### ③ 外国人心身障がい者給付金

市内在住の外国人重度心身障がい者で一定の支給条件に該当する方に対し、給付金として月額20,000円を支給しています。(ただし、生活保護受給者、公的年金受給者は支給されない。)

また、平成7年4月より「大阪府重度障がい者特例支援事業」が大阪市内対象者についても適用されています。(月額20,000円)

### ④ 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)または養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に支給されます。月額1級55,350円、2級36,860円

### ⑤ 特別障がい給付金

20歳以上60歳未満で、「被用者年金の被保険者等の配偶者であったこと」、「学生であったこと」のいずれかにより国民年金の任意加入対象者であった期間について、当時、任意加入していなかったために障がい基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方を対象とした福祉的制度です。

支給額は、障がい基礎年金1級相当の方は月額55,350円、2級相当の方は月額44,280円です。(ただし、原則として、65歳に達する日の前日までに請求しなければなりません。また、障がい基礎年金等、障がいを支給事由とする年金給付を受けることができる方には支給されません。)

### ⑥ 心身障がい者扶養共済制度

障がい児(者)を扶養している方が加入者となり、月額5,600~23,300円の掛金(扶養者の加入時の年齢により異なる)で、加入者が死亡、重度障がいの状態になったとき、障がい児(者)本人に一口あたり毎月20,000円の年金を支給しています。

### ⑦ 障がい者相談員

身体障がいのある方や、知的障がいのある方の保護者の中で、福祉増進に熱意をもった方で地域にもくわしく信頼のある方等に「身体障がい者相談員」または「知的障がい者相談員」を委嘱し、地域の障がい者や家族からの相談に応じて必要な助言や指導を行っています。

### ⑧ 市営住宅(福祉目的住宅)の入居者募集

市営住宅の一部を障がい者向けとして、入居者を別枠募集しています。この中には、車いす常用者用に設計された住宅もあります。(募集時期：毎年5月)

## ⑨ あいサポート運動

多様な障がいの特性を理解し、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声かけるなどちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす運動です。

また、あいサポート運動に取り組む方々（あいサポーター）を養成するため、多様な障がいの特性や必要な配慮を学べる「あいサポート研修」を実施しています。

## ⑩ ヘルプマークストラップ及びカードの配布

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることで、援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。各区保健福祉センター等でヘルプマークのストラップ及びカードを配布しています。

## 7.2.8 自立を促進するために

### ① 職業訓練

一般企業への就職を目指す障がいのある方に対し、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センターにおいて職業訓練を行い、就業の促進を図っています。

### ② 就業支援

大阪市障がい者就業・生活支援センターで、就職を希望する方や在職している方に対して、就業相談、職業訓練、職場実習等を行いながら、障がい者の就業の安定と職業的自立の促進を図っています。

発達障がい者就労支援事業については、発達障がいの専門相談員（発達障がい者就業支援コーディネーター）が就業を希望する発達障がいのある方の各種相談に応じ、関係機関とも連携しながら働くことに対して支援を行っています。また、就職後も勤務先と調整し、安定した職業生活が送れるように支援を行っています。

また、重度障がい者就業支援事業については、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力を持ちながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大することで、社会参加の支援を行っています。

### ③ 障がい者相談支援事業

市内在住の障がい者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング（障がいのある相談員が様々な相談に応じる）、権利擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介など障がい者の相談支援を行っています。

## 7.2.9 社会参加のために

### ① 交通機関乗車料金福祉措置

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、戦傷病者及び原爆被爆者のうち、重度（知的障がい者については中度を含む）の方と12歳未満の方には、Osaka Metro（オオサカメトロ）が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス（いまどとライナー含む）の無料乗車証を交付し、12歳以上の軽度の方または、特別児童扶養手当受給世帯には割引証を交付しています。

### ② 重度障がい者等タクシー料金助成

重度障がい者等で交通機関乗車料金福祉措置において無料乗車証の交付資格のある方（精神障がい者、12歳未満の軽度障がい者を除く）について、交通機関無料乗車証との選択制でタクシー給付券またはリフト付タクシー給付券（最大年間96枚）を交付しています。

### ③ 福祉バス借上助成

障がい者（児）団体が研修会、社会見学などを実施するため、大型バスを借りる場合、バス借上料の一部の補助を行っています。

### ④ 障がい者スポーツの振興

大阪市障がい者スポーツ大会をはじめとした障がい者スポーツの各種大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会に毎年、大阪市選手団を派遣しています。さらに障がい者スキー教室などの各種講習会の開催や、選手の育成、指導者の養成にも努めており、積極的に障がい者スポーツの振興を図っています。

### ⑤ 障がい者スポーツセンター

#### ・長居障がい者スポーツセンター

東住吉区长居公園 1-32

TEL 6697-8681 FAX 6697-8613

#### ・舞洲障がい者スポーツセンター

此花区北港白津 2-1-46

TEL 6465-8200 FAX 6465-8207

※スポーツを通じて健康の増進や心身機能の回復向上をはかり、社会参加の促進をはかるための障がい者（児）専用のスポーツ施設

#### ・舞洲障がい者スポーツセンター宿泊研修部門

此花区北港白津 2-1-46

TEL 6465-8210 FAX 6465-8213

〔 全室障がい者対応の宿泊施設 和洋27室、定員81名  
障がい者、65歳以上の高齢者の方を優先する。 〕

### ⑥ 早川福祉会館

早川福祉会館では、点字・録音図書・「大阪市民のみなさんへ」の録音版等の製作や貸し出し、対面読書サービスなど視覚障がい者への情報提供事業と障がい者や障がい者に関する団体などを対象とした貸室事業などを行っています。

また、点訳講習会・音訳講習会等の開催などボランティアの養成にも力を注いでいます。

東住吉区南田辺 1-9-28

TEL 6622-0122 FAX 6622-0121

## 7.2.10 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

### 障がい福祉サービス事業所等に対する事業継続のための支援等

感染者等が発生した障がい福祉サービス事業所等に対するサービス提供の継続に必要な経費のほか、感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修経費や簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な経費に対して補助を行っています。（補助限度額あり）

## 7.3 心身障がい者リハビリテーションセンター

障がいのある方が抱えておられる課題は、障がいの種類、程度、原因などにより様々であり、福祉・保健・医療・教育・就業など多くの分野にわたって関連しています。障がいのある方への支援は、これらの分野を有機的に連携させて、総合的な立場から継続して行う必要があります。

リハビリテーションセンターは、このような趣旨に沿って設置された「障がい者支援の基幹施設」であり、センターには、次の部門があります。

### 相談・判定部門

#### 身体障がいのある方

身体障がいのある方の医療・保健、補装具、訓練などの相談に応じ、必要な助言を行い医学的、理学的、心理学的な見地などから障がいの精密な診断・判定を行うとともに身体障がい者手帳審査会業務、指定自立支援医療機関の指定業務も行っています。

#### 知的障がいのある方

各区保健福祉センターからの依頼により、18歳以上の知的障がいのある方や家族などからのさまざまな悩みや心配ごとの相談に応じ、療育手帳の判定、福祉サービスの利用などについての助言、指導を行っています。また、支援の指針を提供するため、心理判定などを行っています。

#### 心身に障がいのある児童

就学前の乳幼児を対象として、運動発達障がい、知的障がい、発達障がいなどの療育相談に応じ、専門的見地から必要な助言、指導を行っています。

#### 発達障がいのある方

大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）において、発達障がいのある方およびその家族を対象に、相談支援・就労支援・親支援講座などを行うとともに、関係機関・事業所などに対し、啓発・研修・機関支援などを行っています。

（発達障がい児専門療育機関事業）

発達障がいであるとの診断を受けた児童に対し、個別的・専門的な児童の療育と保護者への研修を行っています。

### 訓練部門（更生療育センター）

#### 入所による訓練

身体に障がいのある方や高次脳機能障がいのある方が自立した日常生活または社会生活をおくるため、入所により機能訓練・生活訓練および日常生活動作訓練や社会適応訓練などを行い、障がいのある方の地域生活支援の促進を図っています。

#### 通所による訓練

在宅の身体に障がいのある方や、脳血管障がい・脳性麻痺等による言語に障がいのある方を対象として、通所による日常生活動作の向上を目的とした肢体訓練や、コミュニケーション機能の改善・向上を目的とした言語訓練を行うことにより、障がいのある方の地域生活支援の促進を図っています。

#### 児童発達支援センターなど

児童発達支援センター機能を活用して、就学前の発達に支援が必要な児童を対象に、親子通園及び単独通園による療育を行っています。子どもの身体的・心理的・社会適応力等の発達を支援します。また、障がい児等療育支援事業では、訪問・外来・施設支援（療育機関等の職員）にも取り組んでいます。

## 職業訓練部門（職業リハビリテーションセンター）

就業をめざす障がいのある方を対象に、職業能力開発訓練を行うとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉機関など関係機関と協力し、就業支援・就業定着支援を実施し就業促進を図っています。

## 研究・研修・情報サービス部門

- ・ 障がいのある方とその家族の福祉の向上をはかるため、医学・心理学・工学・社会学・職業などの分野にわたる総合的な研究をめざすとともに、各種研修会に専門スタッフを講師として派遣しています。
- ・ 障がい者福祉・リハビリテーションに関する講演会の開催をはじめ、障がいのある方の日常生活に必要な各種情報の収集・提供を行っています。

## 補装具・福祉機器普及事業（援助技術研究室）

援助技術研究室では、福祉用具に関する相談・助言、情報提供、工夫、改良や住宅改修に関する相談のほか、研究開発、専門技術者向けのセミナーの開催及び講師派遣などを行っています。

- ・ 所在地 〒547-0026 平野区喜連西6 - 2 - 55
- ・ 電話 (心身障がい者リハビリテーションセンター)  
6797-6501  
(更生療育センター)  
6797-6681  
(職業リハビリテーションセンター)  
6704-7201

### リハビリテーションセンター体系図と業務

